

第 72 号 議 案

長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例（平成 6 年長崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（支給品の品目、員数及び使用期間） 第 2 条 略 2 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、<u>原則として、冬服及び夏服ズボンに</u>あっては 2 着、<u>夏服上衣及び制服用ワイシャツに</u>あっては 5 着、<u>ネクタイに</u>あっては 2 個とする。 3 略	（支給品の品目、員数及び使用期間） 第 2 条 略 2 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、冬服、<u>合服及び夏服ズボン又は夏服スカートに</u>ついては 2 着、<u>夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツに</u>ついては 3 着、<u>冬ネクタイ及び合ネクタイに</u>ついては 2 個とする。 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

警察法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第70号）の施行及び長崎県警察官の任命後初めて支給される支給品の見直しに伴い、所要の改正をしよ

うとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。